

写

健発0328第4号  
平成25年3月28日

各  
〔都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長〕殿

厚生労働省健康局長

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）」において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しているところであるが、今般、指針の一部を別添新旧対照表のとおり改正し、平成25年4月1日より適用することとしたので、貴管内市町村及び関係団体に対し、周知方お願いします。

なお、子宮頸部細胞診の結果の分類については、これまでクラス分類又はベセスダシステムによることとしていたが、順次ベセスダシステムに移行することとし、平成26年度中には全ての市区町村においてベセスダシステムを用いるよう、貴管内市町村及び関係団体に対し周知方お願いします。

## がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 がん予防重点健康教育</p> <p>1 種類 がん予防重点健康教育の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 胃がん予防健康教育 (2) <u>子宮頸がん及び子宮体がん</u>予防健康教育 (3) 肺がん予防健康教育 (4) 乳がん予防健康教育 (5) 大腸がん予防健康教育</p> <p>2 実施内容 がん予防重点健康教育は、がん検診を受診することの重要性に加え、おおむね次に掲げる事項に関し実施するものとする。 なお、次に掲げる事項以外の事項については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331026号厚生労働省健康局長通知)の別添「健康増進事業実施要領」(以下「健康増進事業実施要領」という。)の第2の3等に準ずるものとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>子宮頸がん及び子宮体がん</u>に関する正しい知識及び子宮頸がんと<u>ヒトパピローマウイルスへの感染</u>との関係の理解等につ</p>	<p>第1 目的 (略)</p> <p>第2 がん予防重点健康教育</p> <p>1 種類 がん予防重点健康教育の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 胃がん予防健康教育 (2) <u>子宮がん</u>予防健康教育 (3) 肺がん予防健康教育 (4) 乳がん予防健康教育 (5) 大腸がん予防健康教育</p> <p>2 実施内容 がん予防重点健康教育は、がん検診を受診することの重要性に加え、おおむね次に掲げる事項に関し実施するものとする。 なお、次に掲げる事項以外の事項については、「健康増進法第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業について」(平成20年3月31日付け健発第0331026号厚生労働省健康局長通知)の別添「健康増進事業実施要領」(以下「健康増進事業実施要領」という。)の第2の3等に準ずるものとする。</p> <p>(1) 略 (2) <u>子宮がん</u>(<u>子宮頸がん及び子宮体がんをいう。以下同じ。</u>)に関する正しい知識及び子宮頸がんと<u>活発な性活動</u>との関係</p>

いて

(3) ~ (5) 略

### 3 実施に当たっての留意事項

(1) 略

(2) 子宮頸がん及び子宮体がん予防健康教育を実施する場合は、子宮頸がんの多くに性感染症の病原体の一つであるヒトパピローマウイルスが関与していることを踏まえ、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図るなど、その効率的・効果的な実施に配慮するものとする。

なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等子宮体がんのハイリスク者と考えられる者については、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正性器出血等の臨床症状を認めた場合には、速やかに専門医療機関を受診するよう指導すること。

(3) ~ (5) 略

## 第3 がん検診

### 1 総則

(1) 種類

がん検診の種類は、次に掲げる検診（当該検診に基づく受診指導を含む。）とする。

① 胃がん検診

② 子宮頸がん検診

の理解等について

(3) ~ (5) 略

### 3 実施に当たっての留意事項

(1) 略

(2) 子宮がん予防健康教育を実施する場合は、子宮頸がんの多くに性感染症の病原体の一つであるヒトパピローマウイルスが関与していることを踏まえ、必要に応じ、教育関係者や母子保健担当者とも連携を図るなど、その効率的・効果的な実施に配慮するものとする。

なお、エストロゲン単独投与を受けたことがある者等子宮体がんのハイリスク者と考えられる者については、子宮体がん罹患する可能性が高いことを説明した上で、今後不正性器出血等の臨床症状を認めた場合には、速やかに専門医療機関を受診するよう指導すること。

(3) ~ (5) 略

## 第3 がん検診

### 1 総則

(1) 種類

がん検診の種類は、次に掲げる検診（当該検診に基づく受診指導を含む。）とする。

① 胃がん検診

② 子宮がん検診

③ ～⑥ (略)

(2) 実施体制

(略)

(3) 対象者

① ・② 略

③ 子宮頸がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。

④ 略

(4) 実施回数

① がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。

ただし、乳がん検診及び子宮頸がん検診については、原則として同一人について2年に1回行うものとし、前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うものとする。また、受診機会は、乳がん検診及び子宮頸がん検診についても、必ず毎年度設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定するものとする。

受診率 = ( (前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における2年連続受診者数) ) / (当該年度の対象者数 \* ) × 100

\* 対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で

③ ～⑥ (略)

(2) 実施体制

(略)

(3) 対象者

① ・② 略

③ 子宮がん検診については、当該市町村の区域内に居住地を有する20歳以上の女性を対象とする。

④ 略

(4) 実施回数

① がん検診は、原則として同一人について年1回行うものとする。

ただし、乳がん検診及び子宮がん検診については、原則として同一人について2年に1回行うものとし、前年度受診しなかった者に対しては、積極的に受診勧奨を行うものとする。また、受診機会は、乳がん検診及び子宮がん検診についても、必ず毎年度設けることとし、受診率は、以下の算定式により算定するものとする。

受診率 = ( (前年度の受診者数) + (当該年度の受診者数) - (前年度及び当該年度における2年連続受診者数) ) / (当該年度の対象者数 \* ) × 100

\* 対象者数は、年1回行うがん検診の場合と同様の考え方で

算定する。

- ② 総合がん検診を行った者に関しては、胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診については当該年度において、乳がん検診及び子宮頸がん検診については当該年度及び次年度において、その実施を要しないものとする。

(5) 受診指導

(略)

2 胃がん検診

(略)

3 子宮頸がん検診

(1) 検診項目

- ① 子宮頸がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行うものとする。

(削除)

算定する。

- ② 総合がん検診を行った者に関しては、胃がん検診、肺がん検診及び大腸がん検診については当該年度において、乳がん検診及び子宮がん検診については当該年度及び次年度において、その実施を要しないものとする。

(5) 受診指導

(略)

2 胃がん検診

(略)

3 子宮がん検診

(1) 検診項目

- ① 子宮がん検診の検診項目は、次に掲げる問診、視診、子宮頸部の細胞診及び内診とし、必要に応じてコルポスコープ検査を行うものとする。

- ① 問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨するものとする。ただし、引き続き子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することにつ

ア問診

(略)

イ視診

(略)

ウ子宮頸部の細胞診（細胞採取の方法）

子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパンニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

エ内診

(略)

(2) 子宮頸部の細胞診の実施

① (略)

② 子宮頸部の細胞診の結果は、ベセスダシステムによって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に通知するものとする。なお、検体が不適正であった場合には、再度子宮頸部の細胞診を実施するものとする。

(削除)

(3) 結果の通知

いて本人が同意する場合には、子宮頸がん検診と併せて引き続き子宮体部の細胞診を行うものとする。

ア問診

(略)

イ視診

(略)

ウ子宮頸部及び子宮体部の細胞診（細胞採取の方法）

子宮頸部の細胞診については子宮頸管及び膣部表面の全面擦過法によって、子宮体部の細胞診については吸引法又は擦過法によって検体を採取し、迅速に固定した後、パパンニコロウ染色を行い顕微鏡下で観察するものとする。

エ内診

(略)

(2) 子宮頸部及び子宮体部の細胞診の実施

① (略)

② 子宮頸部の細胞診の結果は、細胞診クラス分類（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ a、Ⅲ b、Ⅳ、Ⅴ）又はベセスダシステムによって分類し、精密検査の必要性の有無を決定し、速やかに検査を依頼した者に通知するものとする。

③ 子宮体部の細胞診の結果は、「陰性」、「疑陽性」及び「陽性」に区分し、速やかに検査を依頼した者に通知するものとする。

(3) 結果の通知

子宮頸がん検診の結果については精密検査の必要性の有無を附し、受診者に速やかに通知するものとする。

#### (4) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、子宮頸部の細胞診の結果、子宮頸部の精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録を合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録するものとする。

#### (5) 事業評価

子宮頸がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（市町村用）」を参考とするなどして、検診の実施状況を把握するものとする。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、子宮がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うものとする。

また、都道府県は、子宮がん部会において、地域がん登録を活用し、及び報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のための

子宮頸部の検診の結果については精密検査の必要性の有無を附し、子宮体部の細胞診の結果については子宮体部の細胞診の結果その他臨床症状等を総合的に判断して精密検査の必要性の有無を決定し、受診者に速やかに通知するものとする。

#### (4) 記録の整備

検診の記録は、氏名、年齢、住所、過去の検診の受診状況、子宮頸部及び子宮体部それぞれの細胞診の結果、子宮頸部及び子宮体部それぞれの精密検査の必要性の有無等を記録するものとする。

また、受診指導の記録を合わせて整理するほか、必要に応じて個人票を作成し、治療の状況等を記録するものとする。

#### (5) 事業評価

子宮がん検診の実施に当たっては、適切な方法及び精度管理の下で実施することが不可欠であることから、市町村は、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（市町村用）」を参考とするなどして、検診の実施状況を把握するものとする。その上で、保健所、地域医師会及び検診実施機関等関係者と十分協議を行い、地域における実施体制の整備に努めるとともに、子宮がん部会における検討結果を踏まえ、その指導又は助言に基づき、検診実施機関の選定や実施方法等の改善を行うものとする。

また、都道府県は、子宮がん部会において、地域がん登録を活用し、及び報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のための

チェックリスト（都道府県用）」を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行い、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行うものとする。なお、子宮頸がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

#### (6) 検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮頸がん検診が円滑に実施されるよう、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を参考とするなどして、細胞診等の精度管理に努めるものとする。

② 検診実施機関は、子宮頸がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならないものとする。

③ ～⑤ （略）

#### (7) その他

問診の結果、最近6月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、子宮体がんの有症状者である疑いがあることから、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨するものとする。ただし、引き続き子宮

チェックリスト（都道府県用）」を参考とするなどして、がんの罹患動向、検診の実施方法及び精度管理の在り方等について専門的な見地から検討を行い、市町村に対する技術的支援及び検診実施機関に対する指導を行うものとする。なお、子宮がん検診における事業評価の基本的な考え方については、報告書を参照すること。

#### (6) 検診実施機関

① 検診実施機関は、適切な方法及び精度管理の下で子宮がん検診が円滑に実施されるよう、報告書の「子宮頸がん検診のための事業評価のためのチェックリスト（検診実施機関用）」を参考とするなどして、細胞診等の精度管理に努めるものとする。

② 検診実施機関は、子宮がんに関する正確な知識及び技能を有するものでなければならないものとする。

③ ～⑤ （略）

（新規）

体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸がん検診と併せて引き続き子宮体部の細胞診を行うものとする。

4 肺がん検診  
(略)

5 乳がん検診  
(略)

6 大腸がん検診  
(略)

7 総合がん検診  
(略)

8 その他

(1) ・ (2) 略

(3) 子宮体部の細胞診、肺がん検診及び乳がん検診の実施上の留意事項は、別紙のとおりとする。

4 肺がん検診  
(略)

5 乳がん検診  
(略)

6 大腸がん検診  
(略)

7 総合がん検診  
(略)

8 その他

(1) ・ (2) 略

(3) 子宮がん検診、肺がん検診及び乳がん検診の実施上の留意事項は、別紙のとおりとする。

改訂後	改訂前
<p style="text-align: center;">(別紙) <u>がん検診等実施上の留意事項</u></p> <p>1 子宮体部の細胞診</p> <p>(1) 子宮体部の細胞診の実施</p> <p>① 対象者</p> <p><u>子宮頸がん検診の問診の結果</u>、最近6月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨することとなるが、子宮頸がん検診と併せて子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部の細胞診に引き続き子宮体部の細胞診を実施するものとする。</p> <p>② 問診の留意点 (略)</p> <p>③ 細胞採取の留意点 (略)</p> <p>(2) 指導区分等 (略)</p> <p>2 肺がん検診</p>	<p style="text-align: center;">(別紙) <u>がん検診実施上の留意事項</u></p> <p>1 <u>子宮がん検診（子宮体部の細胞診）</u></p> <p>(1) 子宮体部の細胞診の実施</p> <p>① 対象者</p> <p><u>子宮頸がんの問診の結果</u>、最近6月以内に、不正性器出血（一過性の少量の出血、閉経後出血等）、月経異常（過多月経、不規則月経等）及び褐色帯下のいずれかの症状を有していたことが判明した者に対しては、第一選択として、十分な安全管理の下で多様な検査を実施できる医療機関への受診を勧奨することとなるが、子宮頸がん検診と併せて子宮体部の細胞診（子宮内膜細胞診）を実施することについて本人が同意する場合には、子宮頸部の細胞診に引き続き子宮体部の細胞診を実施するものとする。</p> <p>② 問診の留意点 (略)</p> <p>③ 細胞採取の留意点 (略)</p> <p>(2) 指導区分等 (略)</p> <p>2 肺がん検診</p>

(略)

3 乳がん検診

(略)

(略)

3 乳がん検診

(略)